

—— 社会保障部だより ——

『患者紹介ビジネスにご用心』

皆さん、患者紹介ビジネスをご存じですか？

平成25年8月26日に厚生労働省保険局医療課から「在宅医療における患者紹介等の報告様式について」という事務連絡が発せられている。それによると、在宅医療を行う医療機関がサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等在宅医療を必要とする者が多く入居している民間事業者やその関係事業者と患者紹介について有償契約を結び、当該事業者から集中的患者紹介を受ける例が最近しばしばみられる。このような事例は、患者のフリーアクセスを阻害するのであると同時に過剰な診療を行うことのもなりかねず、健康保険法の趣旨からしても不適切と考えられる。そこで、このような事例を把握した場合は厚生労働省保険局企画法令第一係宛に連絡するよう要請している。

この件については、朝日新聞9月7日社会面に詳しく報道されている。それによると、医師に患者紹介する見返りに医師から診療報酬の一部を得る「患者紹介ビジネス」が広がっている問題で、有料老人ホームの運営者が入居者を医師に紹介した上で「紹介料」を要求する実態が、厚生労働省の調査で分かった。調査によると有料老人ホームの運営会社が、入居者を優先的に紹介する見返りとして医師に、診療報酬の2割を求めていたと報道している。

こうした運営会社は、過去に協力医を探すことに苦勞し、提携料を支払ってでも医師を招聘するという時代があったが、2006年の診療報酬改定により事態が一変したという。訪問診療をする医療機関が増えると、患者を多数抱える施設の力が強くなった。在宅医療支援診療所は訪問診療を行うことで、在宅時医学総合管理料を加算することが可能となり、患者の奪い合いが始まったという構図が出来上がり、医療機関がそれに乗せられたことになった。

しかもこれだけでない。最近何かと話題の多い針、灸、マッサージ、柔道整復師についても「患者紹介ビジネス」の存在が囁かれている。これは同じ患者紹介ビジネスであるが、ケアマネジャー、介護保険事業所等がリポートを受け取る構図である。針、灸等の施設業者がケアマネジャー、施設等にリポートが支払われる。請求は介護保険にされるわけで、保険を食い物にする「紹介ビジネス」である。いわゆる施設業者による社会保険医療費の請求も増えており、請求書（レセプト）の審査も十分でない現状を考慮すると大きな問題である。患者のためという誘い文句に乗る前に「紹介ビジネス」という悪徳商法があることも頭の片隅に置いて頂きたい。